ひばり保育園・重要事項説明書

この説明書は「渋川市特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年渋川市条例第 43 号）に定める第 2 章「特定教育・保育施設の運営に関する基準」の規定に基づいています。

（1） 施設の目的と運営方針

当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するための適切な環境が等しく確保されることを目指す。特定教育・保育の提供に当たっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、子どもの意思・人格を尊重するよう努める。そして家庭地域との密接な関係及び支援を行い、市町村・小学校・他の子育て支援事業等を行う者との密接な連携を図ります。　　（理念・方針・目標をしおりに掲載）

（2） 名称と所在地

ひばり保育園
渋川市赤城町勝保沢 110-6　　027956-2144

（3） 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守のもと「保育所保育指針」に基づき利用子どもの心身の状況等に応じて、すべての子どもが伸びるという考えに基づき特定教育・保育を実践しています。

（4） 職員体制

：園長　（保育の資質向上、職員、業務管理を一元的に行う）
：主任保育士・副園長　（園長補佐・育児相談・保育士の統括等）
：保育士　（保育計画実践・すべての子どもが充実する保育実践）
：事務・用務員　（事務及び雑務を行う）
：給食　（イートランド委託）

（5） 嘱託医（健康診断等）

内科（年 2 回）　　歯科（年 1 回）　　眼科（年 1 回）

（6）　特定教育・保育を提供する日・時間

月曜から土曜までただし、国民の休日に関する法律に規定する休日及び（12/29～1/3）を除く。

保育標準時間（11 時間）　　保育短時間（8 時間）

開園時間　（月～金）　AM7：00　～　PM7：00
（土）　AM8：00　～　PM5：00

保育時間

標準時間認定　　月～金（AM7:00～PM6:00）土（AM8：00～PM5:00）

短時間認定　　月～金(AM8:00～PM4:00)　土((AM8:00～PM4:00)

延長保育

標準時間　月～金（PM6：00～PM7：00）

短時間　　月～金（AM7:00～AM8：00）(PM4:00～PM7:00)

土（PM4：00～PM5：00）

（7）　利用料

・保育料は市町村長が定め、居住する市町村へ支払う。

・提供する保育の便宜の要する費用は実費負担とする。（別表 1）

（8）　利用定員

2 号認定（3 歳以上）　　105 人

3 号認定（0.1.2 歳）　　55 人

（9）　利用にあたっての留意事項

・市町村が保育園の利用継続が不可能であると認めた時は、特定教育・保育の提供を終了する場合があります。

・欠席、登園が遅れる場合は 9：30 までに連絡してください。

・発熱（37.5 度以上）の場合は状況を連絡しますので迎え等、速やかな対応をお願いします。

（10）　非常災害対策

・火事・地震・台風等を想定、具体的な計画を立て毎月必要な訓練を実施しています。

・防火管理者を定め非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備しています。

（11）　緊急時等における対応方法

子どもの健康状態の急変、けが等が発生の場合は速やかに保護者連絡と共に子どもの主治医に連絡、必要な措置を講じます。

加入保険（学校健康会・群馬リスクマネジメント）

（12）　職員の禁止行為（虐待防止・秘密保持等）

・子どもへの虐待、暴力行為
・医師の指示のない医療行為
・業務上知り得た個人（大人・子ども）の秘密を保持します。

（13）　健康管理・衛生管理

・学校保健安全法に規定する健康診断を実施
・感染症、食虫毒の発生・蔓延を防ぐため国が定める「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、取り組んでいます。

（14）　特定教育・保育の記録

・特定教育・保育提供に関する記録を整備し、卒園後 5 年間保存しています。

（15）　苦情対応

苦情、要望等に速やかに適切に対応するため、保護者・関係者の方と話し合いによる解決に努め、必要な改善を行うべく誠実に対応をします。

（16）　安全対策

「ひばり保育園アレルギー対応マニュアル」「事故防止・事故対応マニュアル」に則り、適切な対応に努めるよう努力するとともに事故の状況や事故に際しての記録をし、再発防止の対策を講じるよう努めています。

（その他）

・利用する保護者様にとって、不明なところ、不安なところ、理解できない点についてはいつでも遠慮なくお声掛けください。
・可能な限り、誠実な対応をさせていただきます。（担任・主任・園長まで）

別表

１　特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項　　目	内容、負担を求める理由及び目的	金　　額
主食費	３歳以上児	月額　　１，０００円
副食費	３歳以上児	月額　　法定単価による
おやつ代	午後６時過ぎのおやつ	１回　　１００円
教材費	日用品、文房具等	実費
日本スポーツ振興センター	共済掛金	年額　　250 円
行事費用	親子遠足代	実費

２　延長保育に係る利用者負担　３０分、１００円